



狛都ま発第 000185 号
令和元年 5 月 30 日

狛江市監査委員

東海林 和彦 様
石川 和広 様

狛江市長

松原 俊雄



定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成 31 年 3 月 19 日付け狛監委発第 000087 号により、定期監査の結果について措置を求められた事項について、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により別紙のとおり通知します。

別紙

監査の結果に基づいて講じた措置等（都市建設部）

各課共通

- 備品の管理について、各課で備品の確認を行ったが所在の不明なものや設置場所等が違っているものが散見された。今後は、備品台帳と現物の定期的な突合を行うなど、適正な備品管理に努めていただきたい。

講じた措置の内容

備品の管理について、備品台帳と現物の突合を行い、台帳を保管するとともに、毎年の固定資産台帳の更新時に合わせて突合確認を行う等、適正な備品管理に努めてまいります。

- キャビネットや施設の鍵等、各課で管理している鍵については、個人の机の引出やキーボックスに保管されていたが、どちらも不特定多数の人が持ち出せる状況であった。特にキーボックス内は鍵が散乱している状況が見受けられた。紛失等の危険も考えられることから、リスク管理を踏まえ適正に管理、保管願いたい。

講じた措置の内容

鍵の管理については、鍵を整理整頓し、施錠できるボックス等で保管し、適切に管理してまいります。

まちづくり推進課

- 住宅耐震診断等助成事業の木造住宅耐震相談員派遣業務委託では、こまえ耐震相談会を実施したが、相談者数が少なかったことから当初契約から契約変更して委託料の減を行っている。価格の総額を決定したくとも数量が確定できない場合等に総価契約方式で実施すると、今回のように想定した数量と実際の必要数とに差異が生じ、契約変更が生じてしまう。今後は、総価契約方式にこだわらず、委託業務内容から単価契約方式にするなど、委託業務内容にあった合理的な契約方法を図られたい。

講じた措置の内容

住宅耐震診断等助成事業の木造住宅耐震相談員派遣業務委託については単価契約方式とし、委託業務内容と整合した契約方法とします。

- 2 執務室の環境について、カウンター内の書類や資料の整理が行き届いていない部分が見受けられたので、全体的に書類等の整理、整頓を徹底願いたい。

講じた措置の内容

カウンター内に限らず、資料や書類等の整理、整頓の徹底に努め、執務環境の向上を図ります。

- 3 書庫等の上にカラーBOXが積まれているなど、地震により家具の転倒の危険がある箇所が見受けられた。職員の安全がしっかりと確保されるよう職場環境の改善を図られたい。

講じた措置の内容

応急処置として、地震によるカラーBOXの転倒を抑えるため耐震用転倒防止マットを設置しました。今後、書庫の購入等を検討してまいります。

道路交通課

- 1 委託契約業務について単価契約を締結し実施している業務があるが、その業務の完了後の支出において、単価契約に無い経費の支出が見受けられた。説明では、単価契約をしていない項目が発生した場合には、その都度、見積書の受領・確認等により支出しているとのことである。しかしながら、委託契約事業において、契約していない支出をしていることとなることから、今後は適正な契約を締結し執行するよう改善されたい。

講じた措置の内容

あらかじめ数量を確定できない同一規格の物品や同一仕様の補修などは単価契約として迅速かつ効率的な作業に努めています。また、作業内容が、現場周辺環境によって制約される場合もあることから、これまで単価契約明細に記載のない工種が発生した場合には、作業の効率化などから、その都度委託業者へ見積提出を依頼し、受領・確認等を行い、一連の作業として発注しております。

今後は、予想される作業を出来るだけ単価契約明細に記載することや単価契約明細以外の工種は別に発注するなどの検討を行い、適正な契約を締結し執行するよう努めてまいります。

- 2 狛江駅北口自転車駐車場施設の設置及び管理運営に関する協定書、第15条（収支

報告等) 第1項では、事業者は、年度ごとの収支報告書を関係書類とともに、毎年4月20日までに市に提出するものとされている。また、同条第3項では、事業者が報告する収支状況において、余剰金等が見込めるときは、その取り扱いについて、毎年3月末日までに市と協議をするものとされている。しかし、今回、報告書や協議内容が記された協議書を確認することが出来なかった。今後は協定書の内容をお互い遵守し履行するよう努めていただきたい。なお、余剰金等の活用方法についても、慎重に検討し協議を進めていただきたい。

講じた措置の内容

毎年度の収支報告書につきましては、課内で文書管理ができるよう、事業者に鑑文の作成を依頼し、收受文書として保存管理できるように改めました。

平成29年度・30年度の余剰金について、協定書第15条第3項に基づく協議を実施し、余剰金の取扱について、市の路上放置防止対策への協力として物品の提供など協議内容を双方で確認し協議書を締結しました。

今後は協定書の内容をお互い遵守し履行してまいります。

整備課

- 職場環境の安全対策について、書庫等の上にカラーBOXが積まれているなど、地震により家具の転倒の危険がある箇所が見受けられた。職員の安全がしっかりと確保されるよう職場環境の改善を図られたい。

講じた措置の内容

応急処置として、地震によるカラーBOXの転倒を抑えるため耐震用転倒防止マットを設置しました。今後、書庫の購入等を検討してまいります。